

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	阪 井 千鶴子
同	美 延 映 夫
同	島 田 ま り

## 平成 27 年度財政援助団体監査等結果報告の提出について

(大阪市留守家庭児童対策事業補助金に関する事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項、第 5 項及び第 7 項の規定による平成 27 年度財政援助団体監査等を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

### 第 1 監査の概要

#### 1 監査の対象及び選定理由

##### (1) 監査の対象

大阪市留守家庭児童対策事業補助金に関する事務

(当該補助金の執行に関係するこども青少年局の事務を含む。)

##### (2) 選定理由

大阪市留守家庭児童対策事業補助金については、金額的重要性があることから、当年度の監査対象とした。なお、この補助金に対する監査は、今回が初めてである。

#### 2 監査の目的と範囲

大阪市留守家庭児童対策事業補助金（以下「当該補助金」という。）の交付先における当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行及び当該補助金に関する所管局の事務が適正に行われているか、また、補助事業が効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証することを目的とする。

当該補助金が交付される団体は平成 27 年 3 月 31 日現在、108 団体あるが、今回の監査の範囲としては、金額的重要性の観点から、NPO 法人こどもの里、社会福祉法人阿望仔、社会福祉法人ストローム福祉会及びかもめクラブ（保護者会）の 4 団体について、主として平成 26 年度分を監査の対象範囲とした。

#### 3 重要リスク及び監査の着観点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 補助金の申請等が適切になされないリスク	ア 補助金の交付申請書、収支予算書等は整合しているか。
	イ 補助金交付申請及び受領の適切性・適時性、提出書類の網羅性等はあるか。
	ウ 事業内容は事業計画や補助金交付条件に準拠したものとなっているか、また、事業効果は十分か。
(2) 補助金の経理が適切になされないリスク	ア 補助金に関する帳票の整備及び記帳状況は適切か。
	イ 証ひょう書類、証拠書類の整備及び保存状況は適切か。
	ウ 補助金収支に係る会計経理は適切か、当該経理に関する責任体制はあるか。
(3) 補助金が適切に使われないリスク	ア 補助金の流用の有無等、使用状況は適切か。
	イ 内部統制体制の整備と運用状況は適正か。
(4) 補助金の使用実態が適切に報告されないリスク	ア 実績報告書と補助対象事業の実施状況は整合しているか。
	イ 補助金の実績報告は適正か。
	ウ 精算報告は適正か、精算に伴う残余金返還は適時になされているか。
	エ 実績報告書等の記載内容は適切か。
(5) 補助金が適切に交付されないリスク	ア 補助金の交付決定は適正になされているか。
	イ 補助金の交付目的、交付条件、並びに補助対象事業内容は妥当か。
	ウ 補助金に関する本市ガイドラインに準拠しているか、また、公益上の必要性はあるか。
	エ 補助金交付団体に対する所管局の指導監督は適切になされているか。
(6) 補助金の有効性が失われているリスク	ア 補助金は有効か、また、その有効性を検証しているか。

#### 4 監査の期間

平成 27 年 9 月 2 日から同年同月 8 日まで

## 第 2 事務の概要

### 1 補助金及び交付事務の概要（平成 26 年度）

#### (1) 補助金の目的

小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼

間家庭にいないもの（以下「留守家庭児童」という。）を対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るための事業を実施するものに対して、これに要する経費の一部を補助し、もって留守家庭児童の健全育成を図ることを目的とする。

## （２）交付要件

次の要件を満たす事業を交付対象とする。

- ア 利用登録している留守家庭児童数が 10 人以上であること。
- イ 開設日数は、年間 291 日以上であること。
- ウ 開所時間は、1 日平均 3 時間以上であること。ただし、長期休暇期間などについては、子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として 1 日 8 時間以上開所すること。
- エ 事業実施のための職員が確保されていること。
- オ 実施場所は、次の内容により整備されていること。
  - ・ 土地建物は、継続して本事業用として使用できること。
  - ・ 土地建物の使用について所有者との間に、本事業実施についての同意及び賃貸借の契約があり、かつ、地域住民の理解を得るよう努めていること。
  - ・ 保育所等を利用している場合にあっては、本事業用としての部屋が確保されていること。
  - ・ 児童の育成のための部屋の広さは、利用児童 1 人当たり 1.75 平方メートル以上であり、安全・採光等保健衛生が確保されていること。
  - ・ 机・収納用ロッカー・図書・遊具類・医薬品等を備えるとともに、病気・負傷などの場合に応急処置がとれるようあらかじめ配慮がなされていること。
- カ 政治的または宗教的な活動を伴わないものであること。

## （３）補助対象経費と補助金額

補助金は、運営費補助金、開設時間延長加算補助金、開設日数加算補助金及び障がい児加算補助金から構成され、それぞれの対象経費及び補助金額は下記のとおりである。

（運営費補助金）

児童定員	補助額	対象経費
10～19 人	年額 2,123,000 円	事業を運営するための経費であって、次に掲げるもの 1 指導員人件費及び研修、福利厚生経費 2 教材費、土地建物賃貸料、通信運搬費、光熱水費、設備・修繕経費、その他学童保育所の運営に関する物件費
20～35 人	年額 2,382,000 円	
36 人以上	年額 2,641,000 円	

(開設時間延長加算補助金)

加算対象	補助額	対象経費
補助金要綱第6条第5項に該当するもの <sup>(注)</sup>	年額 309,000 円	開設時間の延長に要する経費

(注) 年間を通じて週4日以上(年末年始その他、やむを得ない期間を除く。)、1日6時間以上かつ午後7時以降も事業を実施する場合に適用

(開設日数加算補助金)

加算対象	補助額	対象経費
補助金要綱第6条第6項に該当するもの <sup>(注)</sup>	日額 13,000 円	年間開設 292~300 日までの開設日に要する経費

(注) 全登録児童のうち6割以上の児童が出席して1日8時間以上事業を実施している日について適用

(障がい児加算補助金)

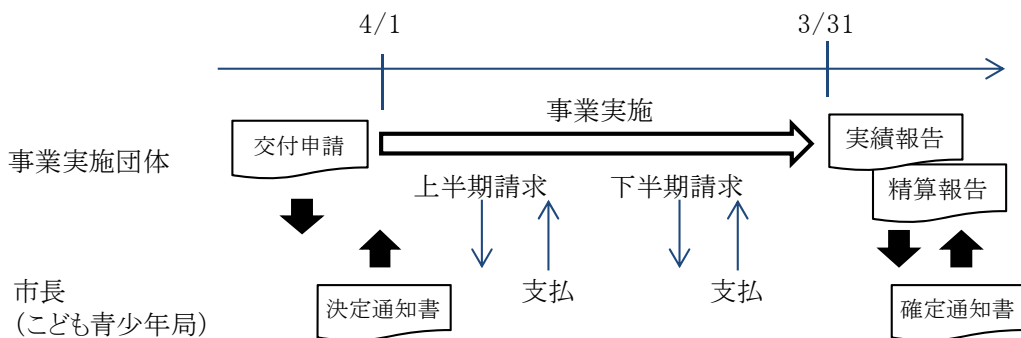
加算対象	補助額	対象経費
補助金要綱第6条第4項及び要領に規定されるもの <sup>(注)</sup>	おおむね週4日以上の施設利用する障がい児一人当たり 年額 382,000 円	補助金の対象となる経費は留守家庭児童対策事業補助金交付基準の対象経費に準ずるものとする。
	おおむね週3日以上の施設利用する障がい児一人当たり 年額 286,000 円	

(注) 対象となる児童は、常時育成が必要な児童(おおむね週4日以上通所する児童を原則とするが、心身の状況等によりやむを得ない児童にあつては、おおむね週3日以上通所で可とする。)であつて、当該年度において満7歳から満18歳に達する者を対象とする。

(4) 手続の流れ

当該補助金に関する事務の流れの概略は図-1のとおりである。

図-1 事務の流れ



## 2 交付団体の概要

留守家庭児童を対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るための事業を実施するものに交付される。事業は、社会福祉法人、NPO 法人、運営委員会や保護者会等の団体が実施しているが、保護者会により実施されているものが多い。

## 3 決算状況等の分析

### (1) 補助金の直近3年間の推移

留守家庭児童対策事業補助金の直近3年間の推移は表-1のとおりである。平成26年度に市政改革プランに基づき、子どもの家事業補助金を本補助金に一本化している。

表-1 留守家庭児童対策事業補助金会計の直近3年間の推移

	(単位：千円)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
NPO法人こどもの里	-	-	5,098
社会福祉法人阿望仔	4,860	4,860	4,596
社会福祉法人ストローム福祉会	-	-	4,553
かもめクラブ（保護者会）	6,325	5,727	6,785
その他	280,979	264,131	305,942
合計	292,164	274,718	326,974

### (2) 監査対象団体の平成26年度の状況

監査対象団体の平成26年度の状況は表-2のとおりである。

表-2 監査対象団体の平成26年度の状況

	登録児童数	開設日数	補助金額	内 訳			
				運営費	開設時間延長	開設日数	障がい児
NPO法人 こどもの里	27人	300日	5,098,000円	2,382,000円	309,000円	117,000円	2,290,000円
社会福祉法人 阿望仔	42人	291日	4,596,000円	2,641,000円	309,000円	-	1,646,000円
社会福祉法人 ストローム福祉会	18人	300日	4,553,000円	2,123,000円	309,000円	117,000円	2,004,000円
かもめクラブ （保護者会）	14人	291日	6,785,000円	2,123,000円	-	-	4,662,000円

### (3) 留守家庭児童対策事業、対象児童数の直近3年間の推移

留守家庭児童対策事業、対象児童数の直近3年間の推移は表-3のとおりである。

表-3 留守家庭児童対策事業、対象児童数の直近3年間の推移

	(単位：人)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録児童数 （うち、支援を要する児童）	1,900 (96)	1,887 (90)	2,759 (115)

### 第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

#### 1 実績報告書に添付する書類の提出について

##### (1) 実績報告書に添付する収支決算書について適切に作成し、提出するよう求めたもの

###### 【補助金の交付先及び子ども青少年局に対して】

補助金の交付先から提出されている収支決算書において、経理事務等の管理業務を行っている職員の人件費が計上されていないものが見受けられた。

(社会福祉法人ストローム福祉会)

また、補助対象となる本事業とそれ以外の事業とに共通して発生する光熱水費等の共通経費について、一定の基準に従って按分<sup>あん</sup>がなされているが、按分比率が現状に即しているかの見直しをせずに過去に定めた比率で按分を行っていたものが見受けられた。

(社会福祉法人阿望仔)

これらは補助金の金額に影響する誤りではなかったものの、誤った補助対象経費の算定が行われると、正確な補助金の充当状況を把握できないリスクがある。

したがって、以下のとおり勧告する。

###### [改善勧告]

###### 【補助金の交付先に対して】

本市に提出する収支決算書について、補助対象となる経費の算定に誤りがないか十分に確認を行ったうえで提出すること

(社会福祉法人阿望仔及び社会福祉法人ストローム福祉会)

###### 【子ども青少年局に対して】

補助金の交付先から適正に補助対象経費を算定した収支決算書が提出されるよう、交付先に対し効果的な指導を行うこと

##### (2) 実績報告書に添付する児童利用実績報告書を正確に作成し、提出するよう求めたもの

###### 【補助金の交付先及び子ども青少年局に対して】

児童利用実績報告書を作成する基礎資料である児童の出席簿の集計誤り及び出席簿から児童利用実績報告書への転記誤りが見受けられた。

(NPO 法人こどもの里及びかもめクラブ [保護者会])

平成 26 年度運営費補助金は、常時育成（おおむね週 4 日以上通所）している利用登録児童数を基に算定され、補助金の交付金額の区分が少なかったため、今回の誤りは補助金の交付金額に影響はなかったものの、平成 27 年度からは利用実績に基づいて算定され、補助金の交付区分も細分化されているため、出席簿の集計誤り及び転記誤りがなされた場合、補助金額の算定を誤るリスクが大きくなる。

したがって、以下のとおり勧告する。

[改善勧告]

【補助金の交付先に対して】

児童の利用実績が補助金額に直接影響することを十分理解し、出席簿の集計を正確に行うとともに、適正な児童利用実績報告書を本市に提出すること

(NPO 法人こどもの里及びかかもめクラブ [保護者会])

【こども青少年局に対して】

補助金の交付先から提出される児童利用実績報告書の内容を十分チェックするとともに、正確な利用実績を記載した児童利用実績報告書が提出されるよう、交付先に対し効果的な指導を行うこと

(意見)

1 補助金の有効性の検証について

【こども青少年局に対して】

こども青少年局では、本補助金の補助金等見直しチェックシートの「補助金効果の検証」において、次のとおり記載している。

項目	内容
効果測定方法	各年度の留守家庭児童対策事業の登録児童数
達成状況	多数 (2,759 名) の児童が利用している。
効果の評価	十分効果をあげている・一定の効果をあげている・効果に疑問がある・その他
理由	補助金交付により、保護者負担 (学童保育所利用料) が軽減され、多くの留守家庭児童の利用が可能となっている。

上表によると、こども青少年局では、当該補助金を交付することにより、保護者負担が軽減され、多くの留守家庭児童の利用が可能となっていることから、当該補助金が一定の効果을あげているとしている。

しかし、今回の監査で、補助金の実績報告書に保護者利用料の内訳の記載が漏れているものが見受けられたことなどからも、上記の効果測定は、補助金と保護者負担金の関係について数値的な分析が十分になされた結果とは言い難い。

こども青少年局では、行政施策を実現すべく補助金として公金を拠出している以上、補助目的の達成状況という観点から補助金の効果を評価する必要があると考えられるので、合理的な効果測定の方法を検討、確立し、適切な効果測定を行われたい。

2 所管局による積極的な指導について

【こども青少年局に対して】

今回の監査対象とした補助金交付団体は、いずれも小規模な団体であり、管理事務を行う人員が十分に確保されておらず、補助金に関する事務処理について不慣れな点が見受けられた。

今回の監査の範囲内においては、補助金の金額に影響する誤りは見られなかったものの、下記のように現預金の帳簿残高と実際残高を定期的に照合するといった基本的な会計事務が

行われていないもの、経費の集計が漏れているもの、領収書の保管が適切でないものといった不適切な事務が散見された。

このような状況を鑑み、こども青少年局は、補助金交付団体が適正な事務処理を行うよう、より積極的な指導を行われたい。

検出した事項	NPO 法人 こどもの里	(社福) 阿望仔	(社福) ストローム	かもめ クラブ
現預金出納簿と現預金残高との整合性が確認されていない。			○	○
1年を通じて、児童育成のための部屋を賃借しているが、収支決算書に11か月分の賃料しか計上されていない。				○
平成27年7月5日に利用した阪神高速道路の領収証を1枚紛失していた。	○			

(注) 表中「○」は当該検出事項が該当したもの